

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
<b>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）</b>	<b>別に厚生労働大臣が定める単位数</b>			
オペレーションセンターを設置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>a 基本夜間対応型訪問介護費</b>	<b>1月につき1,009単位を加算</b>			
オペレーションセンターサービスに相当する部分のみ(オペレーションセンターに通報できる 端末機器の配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備していること。)をいう。  >1月当たりの所定単位数は定額。 >夜間対応型訪問介護を利用するすべての者について、算定可。 (定期巡回サービス・随時訪問サービスの利用の有無は問わない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>b 定期巡回サービス費</b>	<b>1回につき378単位を加算</b>			
利用者に対し、事業所の訪問介護員等が定期巡回サービスを行った場合に算定。  >所定単位数は出来高。 >サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容にかかわらず、 1回の訪問ごとに算定。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>c -① 随時訪問サービス費（Ⅰ）</b>	<b>1回につき576単位を加算</b>			
利用者に対し、事業所の訪問介護員等が随時訪問サービスを行った場合に算定。  >所定単位数は出来高。 >サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容にかかわらず、 1回の訪問ごとに算定。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
c-② 随時訪問サービス費(Ⅱ)	1回につき775単位を加算		
(1)次のいずれかに該当する場合に、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等が随時訪問サービスを行う場合に算定。 ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 ④ その他利用者の状況等から判断して、①～③までのいずれかに準ずると認められる場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)あらかじめ利用者又はその家族等の同意を取っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	1月につき2,800単位		
オペレーションセンターを設置していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの定額としたもの。  ▶オペレーションセンターを設置しない事業所は、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定することとなるが、設置する事業所については、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合			
夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合は、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合は、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
<b>夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用</b>			
夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している事業所を利用している者については、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)における定期巡回サービス及び随時訪問サービスは出来高による算定であることから、他の訪問介護事業所のサービスを利用した場合でも、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している事業所においては、定期巡回サービスを含めて1月当たりの包括報酬であることから、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において、他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>他のサービスと相互の算定関係</b>			
利用者が次のサービスを受けている間は、指定夜間対応型訪問介護費は算定できない。			
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>他の夜間対応型訪問介護費との算定関係</b>			
利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の夜間対応型訪問介護事業所がサービスを行ったとしても、他の夜間対応型訪問介護事業所は夜間対応型訪問介護費の算定はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
1. 24時間通報対応加算	1月につき610単位を加算		
(1)夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)について、以下の基準に適合している事業所が日中において、オペレーションセンターサービスを行った場合に算定すること。			
イ. 日中において、オペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。 ロ. 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されていること。 ハ. 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ. 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。			
(2)本加算は、指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定するオペレーションセンターサービスを日中(8時から18時までの時間帯を含む、当該事業所の営業時間以外の時間帯をいう。)において行う場合に所定単位数を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)本加算は夜間対応型訪問介護を利用している者であって、日中においてもオペレーションセンターサービスの利用を希望する者について算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)本加算を算定する事業所は、利用者からの通報を受け、オペレーターが訪問が必要であると判断した場合は、訪問介護事業所に情報提供を行っていること。 したがって、利用者は夜間対応型訪問介護事業所と連携をとっている訪問介護事業所と事前にサービスの利用に係る契約を締結しておく必要があるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)本加算を算定する事業所は、緊急の訪問が必要と判断される場合において、対応が可能となるよう、訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておく必要がある。 (訪問介護事業所は複数でも差し支えなく、また、同一法人の経営する事業所でも差し支えない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)本加算対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
<b>2. 同一建物減算</b>			
夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物、隣接する建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対して夜間対応型訪問介護を行った場合は、所定単位数の減算を行う。  >サービス提供については、平成30年度に建物の範囲等を見直しがなされ、 <u>有料老人ホーム等(※)</u> 以外の建物も対象とされました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内若しくは同一の建物(以下、「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者、又は「1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)」に居住する利用者に対してサービスを行った場合。(次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していること。  ※基本夜間対応型訪問介護費については、本減算の適用外。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)「事業所の1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物」に居住する利用者に対してサービスを行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していること。  ※基本夜間対応型訪問介護費については、本減算の適用外。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(3)上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>3. 特別地域夜間対応型訪問介護加算</b>	夜間対応型訪問介護費Ⅰ⇒1回につき100分の15を加算 夜間対応型訪問介護費Ⅱ⇒1月につき100分の15を加算		
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の従業者がサービス提供を行っていること。  【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>4. 中山間地域等の小規模事業所加算</b>	夜間対応型訪問介護費Ⅰ⇒1回につき100分の10を加算 夜間対応型訪問介護費Ⅱ⇒1月につき100分の10を加算		
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の従業者がサービス提供を行っていること。  【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>5. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b>	夜間対応型訪問介護費Ⅰ⇒1回につき100分の5を加算 夜間対応型訪問介護費Ⅱ⇒1月につき100分の5を加算		

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<p>厚生労働大臣が定める地域(※3)に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に加算する。</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】            ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地            ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)            ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)            ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通			
<p>(1)事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>※介護を必要とする認知症の者⇒日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者            ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修(日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
点検事項	満たす	満たさない		
(3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-2. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している場合 1日につき3単位を加算 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している場合 1月につき90単位を加算			
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-3. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している場合 1日につき4単位を加算 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している場合 1月につき120単位を加算			
(1) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。  ※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修(日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通				
(1) 訪問介護員等に対し、訪問介護員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
7-2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合 1回につき22単位を加算 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合 1月につき154単位を加算		
次のいずれかに適合すること。 ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ②訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。  ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7-3. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合 1回につき18単位を加算 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合 1月につき126単位を加算		
訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。  ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7-4. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合 1回につき6単位を加算 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合 1月につき42単位を加算		
次のいずれかに適合すること。 ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 ②訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
点検事項	満たす	満たさない		
<b>8. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通</b>				
(1)賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。 (介護従業者1人当たりの月額:           円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金改善確認書
(4)処遇改善に関する実績の報告があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)前12月間に法令違反し、罰金以上の刑を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)労働保険料を適正に納付していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>8-2. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</b>		<b>1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の137を加算</b>		
(1)次の①、②、③のいずれにも適合していること。				
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。				
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等 研修計画書等
③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。				
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
8-3. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の100を加算			
(1) 次の①、②のいずれにも適合していること。				
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-4. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の55を加算			
(1) 次の①、②のいずれかに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通				
(1) 次のa～dに掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
a 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、当該加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に関する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 夜間対応型訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)処遇改善に関する実績の報告をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)介護職員処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7)(6)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9-2. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の63を加算			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9-3. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の42を加算			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通事項全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				
(1)賃金改善に関する介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、計画に基づく措置、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(2)賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回り、その見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	